

心つながる わかりあえるまち さやま

障害のある方が活躍できる社会へ

障害のある方もない方も、住み慣れたまちで生き生きと暮らしていくためには、皆さんが障害について正しく理解し、お互いが「特別でない」と意識し合うことが大切です。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、誰もが住み慣れた地域でともに育ち、学び、働くことができる社会「共生社会」の実現を目指しています。障害のある方が、当たり前前に働くことができる社会のために、私たちにできることから実行していきましょう。

障害のある方の就労

住み慣れた地域で幸せに、そして生き生きと暮らしていきたいと誰もが思うことです。障害の有無にかかわらず、ともに育ち、学び、働くことができる、そんな当たり前の社会が求められています。中でも、障害の特性に応じて「働ける」ということは、自立に向けた第一歩となります。

市では、障害者就労支援センターを中心に、相談業務や職場実習支援、就労後の定着支援、職場開拓など、障害のある方の就労支援を行っています。また、国では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正し、平成30年4月から、民間



大塚克則さん
株式会社ジェイテクト狭山事業場勤務

自分自身に誇りを持ち、生きがいのある生活を
私が体の自由を奪われたのは、今から3年半ほど前です。赴任先から戻って間もなく、突然体に力が入らなくなり、救急車で病院に搬送されました。そのまま症状が改善されず、首から下が動かなくなってしまったのです。それから約2年間、「病気に負けてなるもんか」と苦しいリハビリを必死で行い、職場に復帰することができました。まだ指に力を入れにくいので、それまで当たり前前にできていたことができずに、もどかしいこともありますが、「大切な時間を無駄にしたくない」との思いで、仕事に取り組んでいます。

人間の幸せは4つあると言われます。それは「人から褒められること」「人の役に立つこと」「人から必要とされること」「人から愛されること」で、前の3つは働くことで得られるものです。人が動くと書いて「働く」という字になることから、今できることが、私に与えられた役目と考えています。障害があるため、日常生活で不便なことはありますが、その半面、時間を有効に使えるようになりました。今は仕事と生活に、感謝と生きがいを感じて毎日を過ごしています。

※大塚さんは、12月9日(土)に開催する「こころの声の発表会」(3ページ参照)で、ご自身の体験や、これからの想いを発表します

より理解を深めるために「Well-being」へ

市では、障害のある方ご本人にスポットを当てたイベントを毎年開催しています。今年のテーマは、「心つながるわかりあえるまち さやま」。「働くためのみちのり」です。障害のある方が、ありのままの姿や今の想いを伝えます。それは、「その方にとって必要な配慮」や「私たちにできること」を理解する近道になります。多くの方のご来場をお待ちしています。

日時12月6日(水)9日(土)、9時～17時
会場市民交流センター1階コミュニティホール

「こころの声の発表会」

障害のある方やご家族が、「これまで道のり」や「将来への想い」を自身の言葉で伝えます。
日時12月9日(土)、13時～16時



今年のポスターの絵は、狭山特別支援学校中学部1年生園部豊さんが描いたものです

パネル展示

障害のある方を支援するサービスや事業所の取り組みのほか、障害のある方が制作した作品などを展示します。
日時12月6日(水)9日(土)、9時～17時(9日は16時まで)

物品販売

障害福祉サービス事業所で働く皆さんが心を込めて作った、手作りの品々を販売します。
日時12月6・7日(水・木)、11時～14時 販売品だんご、酒まんじゅう、パン、クッキー、ジャム、帽子、革小物、フェルトストラップなど

障害者雇用セミナー

支援機関などの専門家による障害者雇用制度や雇用の事例に関する講演会です。
日時12月8日(金)、13時30分～16時

問合せ障害者福祉課へ
内線1594

12月3日～9日は障害者週間

障害福祉サービス事業所 (表1)

事業所名	障害の種類	就労の主な内容	所在地
多機能型支援施設みのり	知的	パン製造、内職	入間川
ウェルフェアD狭山	身体・知的・精神	パッケージング作業	入間川、祇園
リバーサイド	精神	内職、印刷	鶴ノ木
さやま大樹作業所	知的	麺類、カレー、せつけん製造	狭山
ほりかみ大樹作業所	知的	しいたけ栽培、食品製造	堀兼
中新田自立スクエア	知的	食品製造、飲食業	中新田
オアシス作業所	身体・知的	農作業、軽作業	笹井
多機能型支援施設はばたき	知的	弁当製造、就労に向けたトレーニング	新狭山

企業での雇用率を2.3パーセントに引き上げるとともに、新たに精神に障害のある方の雇用を義務付け、より多くの方が働ける社会づくりを進めています。

一方で、本人が企業などへの就労を望んでいても、障害の程度などによっては、なかなか実現できないことも事実です。こうした方たちが利用でき、企業などへの就労に向けてステップアップしていくよう、市内には8つの障害福祉

ともに働くために必要な配慮

社サービス事業所(表1)があります。平成28年度は、約250人が事業所に通いながら、自立に向けて行動しています。

障害のある方もない方も、ともに働くためには、障害を正しく理解し、お互いを認め合うことが大切です。人にはそれぞれ得意なことや苦手なことがあるように、障害の程度も人それぞれ。障害のある全ての方が、支援が必要ということではありません。自分でできることもありますが、どんなに頑張ってもできないことがあります。そんなときは、周りの人たちの理解や支えが大きな力になります。障害者差別解消法では、障害があるという理由だけで、会議や研修に参加させない、軽微な仕事しか与えないなどの差別的扱いを禁じています。「やりがいを持ってきたい」「よりよい仕事があったい」と願う気持ちに寄り添い、障害の特性に応じて配慮をすることが求められています。

皆さんのちょっとした配慮で、障害のある方には「働く幸せ」が得られ、企業にとっても、なくてはならない貴重な人材となるはずですよ。